

■法人向けモバイル接続サービス契約約款修正内容

条項	【現】本文	【新】本文	改定根拠
第26条(通信時間等の制限)第4項	4. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換P2Pアプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。	4. 当社は、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やP2Pアプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信 及びその影響により他の利用者が享受する利用通信帯域に支障が生じている状態 を検知した場合、速度や通信量を制限することがあります。	公平制御機能の導入に伴い表現を見直し